

放送を巡る諸課題に関する検討会  
地域における情報流通の確保等に関する分科会  
報告書(案)に対する意見と分科会の考え方

---

平成29年5月26日

放送を巡る諸課題に関する検討会  
地域における情報流通の確保等に関する分科会

# 報告書(案)に対する意見と分科会の考え方

## 1. 実施期間

平成29年4月19日(水)～5月12日(金)

## 2. 意見提出者(提出順)

合計24者

### 【放送事業者等:14者】

日本テレビ放送網(株)	中京テレビ放送(株)	(株)コミュニティネットワークセンター	(株)毎日放送
日本放送協会	(株)ジュピターテレコム	(株)ビーエス朝日	朝日放送(株)
(株)BS日本	ジャパンケーブルキャスト(株)	中部日本放送(株)・(株)CBCテレビ	
(株)テレビ朝日	讀賣テレビ放送(株)	日本デジタル配信(株)	

### 【団体:6者】

(一社)日本民間放送連盟	地域WiMAX推進協議会	(一社)日本ケーブルテレビ連盟
(一社)日本ケーブルラボ	IPDCフォーラム	(一社)衛星放送協会

### 【個人:4者】

# 報告書(案)に対する主な意見と分科会の考え方

提出された主な意見	分科会の考え方
<p>取りまとめ全体</p> <p>ケーブルテレビ産業の発展や放送を巡る環境変化を踏まえ、地上テレビ放送のケーブルテレビによる再放送に関する大臣裁定制度は撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。</p> <p>1986(昭和61)年の導入当時はケーブルテレビの規模が小さかったことから、区域外再放送によって地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されました。しかし、「ケーブルビジョン2020+」報告書(案)が述べるとおり、ケーブルテレビは今日までに飛躍的な発展を遂げており、零細な産業の育成策としての立法事実は明らかに失われています。</p> <p>今後、ケーブルテレビ事業者と地上民放テレビ事業者が同じ地域メディアとして共存共栄を目指すなかで、大臣裁定制度は両者の協力関係を阻害する要因であると考えます。</p> <p>(株)日本テレビ放送網 同旨:(一社)日本民間放送連盟、(株)毎日放送、朝日放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、中部日本放送(株)・(株)CBCテレビ</p>	<p>有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。</p>
<b>第2章 災害情報・地域情報の充実・アクセスの確保</b>	
<b>1. 災害情報等</b>	
<b>(1) 災害対策の推進</b>	
<p>ケーブルテレビでは、重要なインフラとして、伝送路の冗長化など災害対策の強化に取り組むとともに、コミュニティ放送、Wi-Fi、地域BWAなど災害情報の伝達手段の確保にも取り組んでおります。ケーブルテレビ施設の強靱化、無線利活用など災害対策強化に、引き続き、ご支援をお願いいたします。また、ケーブルテレビの伝送路を活用したコミュニティ放送等の自動起動ラジオは災害時の避難等に有効であり、導入促進に向けた取組みを期待しております。</p> <p>(一社)日本ケーブルテレビ連盟 同旨:(株)ジュピターテレコム</p>	<p>報告書案に記載のとおり、総務省においては、ネットワークの強靱化のため、引き続き2ルート化等を促進するための財政支援を行うほか、自動起動ラジオの配備を促進するため、先進事例の調査・取りまとめや周知・展開を行うとともに、支援措置の充実を検討することが適当と考えます。</p>

# 報告書(案)に対する主な意見と分科会の考え方

提出された主な意見	分科会の考え方
<b>2. 地域情報</b>	
<b>(1) 地域情報の充実</b>	
<p>より豊かな地域情報を提供するためには、ケーブルテレビ事業者、ローカル民放のこれまで以上の連携強化が望まれます。また自治体の提供する情報も重要です。現行制度では自治体がケーブルテレビ向けの番組制作、放送をした場合の財政的支援(特別交付税措置)が規定されていますが、これをローカル民放との連携にも拡大し、地域情報の充実を図ることを要望します。</p> <p>(株)毎日放送</p>	<p>御指摘の点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>
<b>第3章 4K・8Kなど放送サービスの高度化等への対応</b>	
<b>1. 4K・8Kへの対応</b>	
<p>ケーブルテレビは、全世帯の半数以上の方々にご利用いただいているメディアとして、2015年からケーブルテレビの独自の4K放送として「ケーブル4K」による番組配信の開始、2017年にはBS17chの4K試験放送の再放送を開始するとともに、2018年の衛星4K・8K本放送開始等に向けて取り組んでいるところです。4K・8K放送の普及は国の重要施策でもあり、4K・8K放送を実施するため、伝送路の光化、4K・8K放送設備などの整備促進に、引き続きのご支援、ご協力をお願いいたします。</p> <p>(一社)日本ケーブルテレビ連盟 同旨:(一社)衛星放送協会</p>	<p>4K・8Kは、高度な放送・通信サービス、医療・警備等の幅広い分野での社会的課題の解決、経済成長等を実現するものであるため、報告書案に記載のとおり、総務省においては、伝送路の光化等の進展状況を注視しつつ、必要に応じ光化等の更なる促進を図るための措置を検討することが適切と考えます。</p>

# 報告書(案)に対する主な意見と分科会の考え方

提出された主な意見	分科会の考え方
<p>(1) 衛星4K・8K放送等への対応</p> <p>BS4K実用放送の今後の再放送同意の協議については「視聴者の期待等を踏まえて」と記されているように、視聴者の期待だけではなく、受信機普及などの視聴環境や、新たな市場創出など事業的側面など多様な観点から民間同士の個別協議に委ねられるべきと考えます。</p> <p>再放送に同意するか否かは放送法第11条に基づく放送事業者固有の権限であり、このことは最大限尊重されるべきと考えます。国・ケーブルテレビ事業者にはこうした認識を共有していただき、BS4K実用放送の普及促進へのご協力を切に要望いたします。</p> <p>(株)テレビ朝日 同旨:(株)ビーエス朝日、日本テレビ放送網(株)、中京テレビ放送(株)、(一社)日本民間放送連盟、(株)BS日本</p>	<p>御意見のとおり、衛星4K・8K実用放送に係る再放送同意は民間同士の個別協議によるものと認識しています。</p> <p>衛星4K・8K実用放送の普及には、国や関係事業者等が連携して認知度向上や周知・広報等に取り組むことが重要であるため、本年4月に4K・8K放送推進連絡協議会が設置されたところです。本協議会等を活用し、衛星放送事業者とケーブルテレビ事業者等が連携・協力を図りながら、衛星4K・8K実用放送の普及に努めることが適当と考えます。</p>
<h2>2. 多様な視聴形態への対応等</h2>	
<p>(3) IP化・クラウド化によるサービスの向上等</p> <p>放送サービス全体の高度化のためにIP化が有益なことは理解しますが、現行ケーブルテレビの利用者には、①有料加入者で自宅にSTBを設置している「能動的利用者」と、②マンション等集合住宅棟ごとケーブルテレビ加入や、ビル陰等電波障害対策で地域ごとケーブルテレビ加入となった「受動的利用者」の両方があり、都市部においては、「受動的利用者」で、専ら地上波テレビ(無料放送)しか視聴しない利用者が高い比率で存在する実情があります。ケーブルテレビの高度化・IP化を検討するのに当っては、これら利用者が引き続き、過度な経済負担をすることなく、必要なテレビ視聴を継続できるよう、配慮されることを希望します。</p> <p>(株)毎日放送 同旨:(株)コミュニティネットワークセンター</p>	<p>放送サービスについて、RF方式・IP方式のいずれで提供するかは、各方式のメリット・デメリット等を総合的に勘案して、各事業者が判断すべきものと考えます。</p> <p>各事業者がIP化を行う際には、御指摘のように、既存利用者に過度な負担が生じることがないように配慮することが望ましいと考えます。</p>